

事後評価書

箇所名	事業名		課名														
事業概要	工 期 (下段前回再評価時)※	全体事業費 (下段前回再評価時)※	農業基盤整備課														
	平成8年度～平成24年度 平成8年度～平成20年度	2,725 百万円 2,700 百万円 (負担率：国50%:県27.5%:他22.5%) (負担率：国50%:県27.5%:他22.5%)															
事業目的及び内容			<p>当地区は松阪市の東部に位置し、一級河川櫛田川左岸の穀倉地帯で旧櫛田村（山添町、安楽町、山下町、豊原町）の耕地 約14.4haを対象としています。水田・畑とも不整形でかつ狭小であり、農道、用排水路とも未整備で機械の搬出入に苦慮している他、多大な維持管理をしており、営農に支障をきたしていました。</p> <p>このような状況から水田の高度利用を主体として、農業生産性の向上、農業経営の合理化を図ることを目的として、農業の生産基盤である耕地の大区画化、農道及び用排水路の整備を行いました。</p> <p>整地工 A=107ha 道路工 L=17.8km 用水路工 L=16.7km 排水路工 L=15.9km 幹線用水路工 L=1.5km 集落道路・排水路工 L=3.2km</p>														
1・事業の効果	<p>「直接的効果」</p> <p>① 計画時の事業目的の達成状況の評価</p> <p>農地の大区画化や水路、道路の整備を行うことにより、大型機械が導入され効率的な営農が可能になり、田畠輪換による小麦、大豆などの転作も行えるようになりました。</p> <p>用水路に関してもそれまでの土水路からパイプラインやコンクリート製品になったことにより維持管理が軽減され、担い手への集積も進展しました。また、事業を契機として、多面的機能支払い活動組織による集落ぐるみで維持管理がされるようになりました。</p> <table> <thead> <tr> <th>担い手</th> <th>農地の集積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 8</td> <td>0名 1.5%</td> </tr> <tr> <td>H 18 (再評価時点)</td> <td>3名 39.4%</td> </tr> <tr> <td>H 29</td> <td>3名 53.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 当初の効果と完了後の効果の比較結果</p> <table> <tbody> <tr> <td>計画時の投資効率</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>再評価時の投資効率</td> <td>1.17</td> </tr> <tr> <td>現在の投資効率</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内容、内訳については別添資料参照)</p> <p>「間接的効果」</p> <p>① 本事業で整備した幹線道路は、通勤などの生活道路としても利用されており、地域住民の生活に欠かせないものとなっています。</p>			担い手	農地の集積率	H 8	0名 1.5%	H 18 (再評価時点)	3名 39.4%	H 29	3名 53.6%	計画時の投資効率	1.47	再評価時の投資効率	1.17	現在の投資効率	1.05
担い手	農地の集積率																
H 8	0名 1.5%																
H 18 (再評価時点)	3名 39.4%																
H 29	3名 53.6%																
計画時の投資効率	1.47																
再評価時の投資効率	1.17																
現在の投資効率	1.05																
2・事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化	<p>工事を行う際には低騒音・低振動・排ガス対策型建設機械を使用しました。</p> <p>また、谷内田地域にホトケドジョウ（平成13年調査時点 環境省汽水淡水魚類レッドリスト絶滅危惧Ⅰ類）、メダカ（平成13年調査時点 環境省汽水淡水魚類レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類）、ウキゴケ（環境省日本の絶滅の恐れのある野生生物絶滅危惧Ⅰ類）、ゴマシオホシクサ（環境省日本の絶滅の恐れのある野生生物絶滅危惧Ⅱ類）などの希少生物の生息が確認されたため、事業実施中に生態系有識者などに助言をいただきながら移植など希少生物の保全を行っています。</p> <p>さらに本事業を契機として、地域の多面的機能支払いの活動組織「山添きみどりネット」「豊原南地区環境保全会」「安楽地区環境保全会」などによる環境保全活動が行われています。</p>																

3・事業を巡る社会経済情勢等の変化

平成8年度の事業着手以降、平成11年度には「食料・農業・農村基本法」が制定され、農業生産基盤の整備にあたり、「環境との調和に配慮しつつ必要な施策を講ずること」とされ、平成13年度には土地改良法においても「環境との調和に配慮すること」が位置づけられ、環境との調和に配慮していない事業については、適当とする旨の決定をしないこととされました。

そのことから、平成13年に生態系現地調査を行い生態系に配慮した工区割りや移植を行っています。

また、農業を巡る社会情勢としては、国の政策として、平成7年度に「主要食料の需給及び価格の安定に関する法律（所謂「食糧法」）」により米の流通規制が大幅に緩和され、平成16年度には「改正食糧法」により米の流通がほぼ自由化されました。三重県産米の相対取引価格は一時12,069円/60kgまで下落していましたが、平成28年度には14,332円/60kg、平成29年度は15,585円/60kgまで回復しています。

その他、諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対する「経営所得安定対策」のなかで「畑作物の直接支払い交付金」とは別に「米の直接支払い交付金」にて7,500円/10aの交付金がありましたが、平成30年度より無くなりました。農家にとっては厳しい状況が進んでいます。

4・県民の意見

① 県民の意見の徴収方法について

櫛田上土地改良区の組合員173戸を対象にアンケート調査を実施し141戸より回答を得ました。

② 質問事項について

1. 農家・非農家の区分
2. 農作業の委託の状況
3. 農業面の効果
4. 用水管理について
5. 農業以外の効果
6. 自然環境への影響
7. 事業で整備した施設の管理状況
8. 事業着手を契機に新たに始まったこと
9. 今後、事業を実施する場合に配慮すべきこと
10. 将来（10年後）の農業

③ 県民の意見について

- (1) 141戸の内訳は専業農家が15戸、兼業農家が67戸、地区外農家が4戸、土地持ち非農家が53戸、未回答が2戸でした。
- (2) 農作業の委託の状況については、農家の67%が作業を委託していると回答しています。また、67%のうち、担い手に委託しているとの回答は81%となります。
- (3) 事業実施による農業面での効果は回答をいただいた方の98%が「効果があった」と評価しており、効果があったとの内容は「農作業が楽になった」「用水路等の維持管理が楽になった」「農地の貸し借りがしやすくなった」と評価いただいている。
- (4) 「事業実施前に比べて水管理が楽になりましたか」については、86%の方に「楽になった」と評価いただいている。「いつでも水が入れられるようになった」「バルブをひねれば水が出るので助かる」などの回答をいただいている。
- (5) 農業以外の効果では、回答のあった96%の方が「効果があった」と回答しています。効果があった内容については「道路の通行が楽になった」「景色がよい」「道がまっすぐになった」「移動が楽になり体が楽になった」などの回答をいただきました。
- (6) 自然環境への影響については「動植物が減った」が51%、「変わらない」が44%、「増えた」が5%となっており、土水路からコンクリート製品になったことにより、水はけがよくなつた等の影響が出たのかもしれないと推測します。
また地域の水質への影響については「変わらない」57%、「良くなつた」35%、「悪くなつた」8%となっており、影響は少なかったと評価いただいている。
- (7) 地域の景観については「良くなつた」63%、「変わらない」30%、「悪くなつた」7%で「畑や農地が広がり景観が良くなつた」と書いていただいている方もみえました。
- (8) 事業で整備された施設の管理状況については「よく管理されている」が41%、「わからない」が30%、「あまり管理されていない」が29%と回答いただいている。
- (9) 事業を契機に新しく始まったことについては多面的機能支払い交付金の活動をあげる方が複数名おみえになりました。「活動を通じ、景観・生態系の保全活動が活発になった」と回答いただいている。
- (10) 今後、このような事業を実施する際にどのような点に配慮すべきかには「土地持ち非農家が農地を手放しやすい軽旋をしてほしい」「排水路は管理のしやすいように考えてほしい」「ゲリラ豪雨を考慮した排水路を計画するべき」「維持管理に人手や資金がいることが生産リスクになつてはいけない」「後継者離れのことを考えるべき」「結局、農業法人が肩代わりして営農するしかないのか」「いまだに大きな岩碎がでてくるのでなんとかしてほしい」「工事にあたり地元との話し合いが必要」「工事は土地改良の工事の経験豊富な業者にするべき」「設計する人間はもっと現地をみるべき」「事業が長くなるのであれば通知を出すべき」「周囲の環境を他の職業の方と共有できるような事業推進と、コストを考慮して実施して頂きたい」「相続登記が限定できるような仕組みを考えてほしい」「筋違いなのですが、少しでも収入を得たいと思い、農地転用を考えましたが更に厳しくなつたようで残念です

」との意見がありましたので、今後同じような事業を行う際の参考に情報共有します。

- (10) 将來の農業については「担い手に貸したい」が39%、「体が動く間は農業を続ける予定」が37%、「農作業を委託する」が24%となっており、「担い手に貸したい」と「農作業を委託する」を足すと、63%の方が委託を考えてみえるので、今後更に集積が進むことが考えられます。

ただ「以前は農家では定年退職後、農業を継承してきたが、農地を他人に貸していれば地元には帰らずにすむのでそのうち、農村集落は無くなっていくのでは」との不安を書かれている方もみえました。

5・再評価の経緯

事業着手後、10年が経過し、事業実施中だったため三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。

結果は「事業進捗が94.5%と高いこともあり、事業継続を了承する。」とのことでした。

6・今後の課題等

ほ場整備事業における課題としては

- ① 今後、整備した農業用施設に対しては適切な維持管理とともに、老朽化が進んできた場合は、農業用施設の長寿命化を考えることが必要と考えます。
- ② 営農組織の活用や、農地中間管理機構の活用などを推進し、集積をはかることにより、低コストを目指す必要と考えます。
- ③ 「自然を大事に」と書かれた方が複数おみえになるように、地域の方にとって大切な自然環境なので自然に配慮した事業を推進することが必要と考えます。

以上の取り組みや、地域の方が今後の営農に対して不安を抱いていることが「県民へのアンケート」により見えたことから、地元への説明をしっかりと行い事業の推進を図れるように取り組みたいと考えます。

※再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を記載する。